

菊陽監査第59号

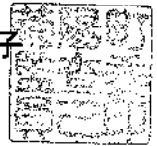
令和6年8月22日

菊陽町長 吉本 孝寿 様

菊陽町代表監査委員 牧 野 俊 彦



菊陽町監査委員 佐々木 理美子



令和5年度菊陽町健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により  
審査に付された令和5年度健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率等について  
審査したので、次のとおり審査意見書を提出します。

令和 5 年度

菊 陽 町 健 全 化 判 断 比 率  
及び資金不足比率審査意見書

菊陽町監査委員

## 目 次

### 令和５年度菊陽町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

|    |                       |   |
|----|-----------------------|---|
| 第１ | 審査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 1  | 審査の対象                 |   |
| 2  | 審査実施期日                |   |
| 3  | 審査場所                  |   |
| 第３ | 審査の方法及び審査結果・・・・・・・・   | 1 |
| 1  | 審査の方法                 |   |
| 2  | 審査の結果                 |   |
|    | （１）健全化判断比率について        |   |
|    | （２）資金不足比率について         |   |
|    | ◇各財政指標の解説             |   |
| 第４ | 審査の結果と意見・・・・・・・・      | 3 |

## 令和5年度菊陽町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

### 第1 審査の概要

#### 1 審査の対象

- (1) 令和5年度における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。
- (2) 令和5年度における公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

#### 2 審査実施期日

令和6年8月1日（木）

#### 3 審査場所

菊陽町役場監査委員室

### 第2 審査の方法及び審査結果

#### 1 審査の方法

審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

また、公営企業の経営審査についても、同様に公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを審査した。

#### 2 審査結果

##### (1) 健全化判断比率について

審査に付された健全化判断比率は（表1）のとおりである。

本町においては、赤字が生じていないため、「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は数値化されていない。

実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも早期健全化基準を下回っている。

（表1）

（単位：％）

| 健全化判断比率    | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|------------|-------|-------|-------|-------|---------|--------|
| ① 実質赤字比率   | —     | —     | —     | —     | 13.37   | 20.00  |
| ② 連結実質赤字比率 | —     | —     | —     | —     | 18.37   | 30.00  |
| ③ 実質公債費比率  | 6.3   | 5.0   | 5.9   | 6.7   | 25.00   | 35.00  |
| ④ 将来負担比率   | 10.5  | 24.4  | 20.1  | 24.9  | 350.00  | —      |

注）指標の全てが表中の早期健全化基準未満である段階を「健全段階」、いずれかが早期健全化基準以上財政再生基準未満である段階を「早期健全化段階」、いずれかが財政再生基準以上である段階を「再生段階」という。

##### (2) 資金不足比率について

審査に付された公営企業（下水道事業）に係る資金不足比率は、（表2）のとおりである。

なお、公営企業の資金不足額は生じていないため、指標は数値化されていない。

(表2)

(単位：％)

| 区 分     | 令和2年度<br>資金不足比率 | 令和3年度<br>資金不足比率 | 令和4年度<br>資金不足比率 | 令和5年度<br>資金不足比率 | 経営健全化基<br>準 |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 下水道事業会計 | —               | —               | —               | —               | 20.00       |

### ◇各財政指標の解説

#### ① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したものである。

注) 菊陽町における一般会計等とは、一般会計及び土地取得特別会計の2会計（普通会計）をいう。

#### ② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したものである。

注) 全会計とは、菊陽町における一般会計、特別会計（土地取得、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療）及び下水道事業会計（公共下水道、農業集落排水事業）をいう。

#### ③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率（3か年の平均値）であり、借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているかを示したものである。

注) 準元利償還金とは、一般会計等が負担している一般会計等以外の会計の元利償還金と一部事務組合等に負担している金額のうち元利償還金相当の額をいう。

#### ④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する程度を示したものである。

#### ⑤ 資金不足比率

公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の健全度を示したものである。

### 第3 審査の意見

- ・ 審査に付された令和5年度決算での健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類は、審査した限りにおいて、適正に作成されているものと認められる。
- ・ なお、健全化判断比率及び資金不足比率については、本町では令和5年度、いずれの指標も早期健全化基準等を下回っている。ただ、これらの指標は、制度上、地方自治体の財政が過度に悪化していないかを判断することに主眼があると言える。したがって、これら指標の算定に当たっては、基準を下回るかどうかという側面だけではなく、算定の基礎となった各要素の動向等を注視していくことで、本町財政の長期的かつ総合的な安定確保にさらに取り組んでいただくようお願いしたい。

(以上)